

# 岐阜県公報

第 千 九 百 七 号

平成十九年十二月二十五日

(火曜日)

## 目 次

### 告 示

道路の区域変更  
道路の供用開始

(道路維持課) 八七七  
(同) 八七八

### 公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請  
特定非営利活動法人の定款変更認証申請  
平成二十年齒科技工士試験の実施

(環境生活政策課) 八七八  
(同) 八七八  
(医療整備課) 八七九

## 告 示

岐阜県告示第七百三十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十二月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
県道	関坂 祝線	関市大杉字粟倉東三三九番一地从先から 同市同 字戸石五七三番一地从先まで	前	九・八 二・〇	一六五・〇	
			後	九・八 二・〇		

岐阜県告示第七百三十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十二月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)  
(ときは翌日)

平成十九年十二月二十五日

維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の変更又は 決定の告知 年月日 ほか)
県道	山勝田山線	関市迫間字後田一 地先から 同市同字西沖東一 六三七番 一 地先まで	一〇五・六	平成 一九・三・二五	平成 一九・一・一九

岐阜県告示第七百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成十九年十二月二十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年十二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

道の種類	路線名	区間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	四百七十一号	飛騨市宮川町大無雁字井 ノ上二三九番一 地先から 同市同町同字同 二三五番一 地先まで	前 四・一 後 二九・三	四・一 二九・三	六・九	

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十二月六日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人美濃加茂国際交流協会
- 三 代表者の氏名 渡邊 俊幸
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市太田町二六八九番地
- 五 定款に記載された目的 この法人は、世界の人々と、あらゆる分野における交流を通して、市民の相互理解と友好親善を促進するとともに、国際意識の高揚を図ることにより、多文化共生社会の発展と世界平和に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十二月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成十九年十二月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ふれあいの家
- 三 代表者の氏名 桂川 求
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県恵那市大井町二〇一八番地九九
- 五 定款に記載された目的 この法人は、精神疾患にて治療を受けながら社会参加

を旨とする者が、知的障害者や身体障害者と共に生活訓練や作業訓練を受けて、対人関係を円滑化し生活リズムを整え、社会生活への自信を高めることを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成十九年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 申請のあった年月日 平成十九年十二月十三日

二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人「ステーション

三代 表 者 の 氏 名 関谷 剛一

四 主たる事務所の所在地 岐阜県多治見市太平町二丁目三九番地の一 多治見市

総合福祉センター四階

五 定款に記載された目的 この法人は、障害者に対して、就労支援業務と相談支援業務に関する事業を行い、障害者が地域で普通に働き、生活する事により、健全者も障害者も垣根なく、地域で互いに支える仕組み創りに寄与することを目的とする。

平成二十年歯科技工士試験の実施

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第一号）附則第二条の規定により、平成二十年歯科技工士試験を次のとおり実施しますので、歯科技工士法施行規則（昭和三十年厚生省令第二十三号）第六条の規定により公告します。

平成十九年十二月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日

- 1 学説試験 平成二十年二月二十五日（月） 午前九時から午後三時まで
- 2 実地試験 平成二十年二月二十六日（火） 午前九時から午後三時三十分まで

二 試験場所 岐阜市野一色四丁目一―番二号

岐阜県立衛生専門学校

三 試験科目

1 学説試験

歯科理工学

歯の解剖学

顎口腔機能学

有床義歯技工学

歯冠修復技工学

矯正歯科技工学

小児歯科技工学

関係法規

2 実地試験

歯科技工実技

四 受験資格

次の各号の一に該当する者

1 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成二十年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）

2 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成二十年三月三十一日までに卒業する見込みの者を含む。）

3 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

4 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前三号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められたもの

五 受験手続

試験を受けようとする者は、受験願書に次に掲げる書類を添えて提出してください。

1 受験資格を証明する書類

(一) 四の1又は2に該当する者であるときは、卒業証明書又は卒業見込証明書（卒

